## 鳥取県教育委員会学校等建設工事指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 教育委員会の所管に係る建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)のうち、県立学校、埋蔵文化財センター及びむきばんだ史跡公園(以下「学校等」という。)が発注する請負対象設計金額が250万円以上500万円未満のもの(以下「対象工事」という。)を指名競争入札に付する場合において指名する業者(以下「指名業者」という。)の選定については、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例による。

## (基本方針)

- 第3条 建設工事の請負は、入札規則第4条に定める建設工事の種別(以下「工種」という。)ごとに発注し、その指名業者は、当該工種について建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者(以下「有資格者」という。)の中から、原則として10者以上を選定する。ただし、特別な技術又は機械を必要とすること等により当該工種に係る有資格者の中から指名業者を選定することが困難だと認められる場合においては、別に定めるところにより学校等が設置する指名審査委員会(以下「委員会」という。)が承認したときは、他の工種に係る有資格者の中から指名業者を選定することができる。
- 2 指名業者は、県内に主たる事務所を有する建設業者(以下「県内業者」という。) の中から選定する。ただし、次のいずれかに該当する場合において委員会が承認した ときは、県外に主たる事務所を有する建設業者を指名業者に選定することができる。
  - (1) 適切に施工できる県内業者が少ない建設工事を発注する場合
  - (2) その他特別の理由がある場合

## (選定基準)

- 第4条 県内業者の中から鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱第3条各号に掲げる工種(以下「格付工種」という。)の建設工事に係る指名業者を選定する場合には、格付工種及び格付等級に応じ別表1に定める請負対象設計金額の範囲のうち、当該建設工事の請負対象設計金額が該当するものに対応する格付等級に属する有資格者(教育委員会が別に定める者を除く。)の中から選定する。ただし、次のいずれに該当する場合において委員会が承認したときは、この限りでない。
  - (1) 特に緊急を要する場合。
  - (2) 特別の技術又は機械を必要とする場合。
  - (3) その他特別の理由がある場合。

- 2 指名業者は、当該建設工事の施工場所を所管する県土整備事務所、総合事務所又は 西部総合事務所日野振興センター(以下「県土整備事務所等」という。)の所管区域 内に本店を有する者を選定する。ただし、指名できる建設業者が10者に満たない場 合は、別表2左欄に掲げる施工場所の区分に応じて、同表右欄に掲げる県土整備事務 所等の所管区域の上位にある所管区域に本店を有する者から順に選定する。
- 3 指名業者は、建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、当該年度(建設工事入札参加資格者名簿が更新されるまでは当該年度とみなす。)における当該工種の総合点数が上位の者から10者ずつを順に選定する。

## (不指名等)

- 第5条 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱第4条の規定による資格停止を 受けている者は、資格業者に選定しない。ただし、同要綱別表第1又は別表第2に掲 げる措置要件に該当する事案が発生した場合でも、当該事案について指名停止が行わ れるまでは、当該事案に係る者を指名業者に選定して差し支えないものとする。
- 2 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領第10条の資格保留を受けている者は指名しない。
- 3 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、指名業者に選定しないことができる。
- (1) 県が発注した工事(その瑕疵修補等のための工事を含む。) の施工が著しく遅れている者
- (2) 経営内容が著しく不健全であるか、又はその恐れがあると認められる者
- (3) 賃金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) その他発注機関が委員会の議を経て公共工事の受注者としてふさわしくない状況 にあると認めた者

#### (選定手続)

- 第6条 指名業者の選定にあたり、教育環境課長は、当該選定の案(以下「選定案」という。)を作成し、学校等の長に推薦するものとする。
- 2 学校等の長は、委員会に選定案を付議するものとする。
- 3 委員会は、選定案を審議し、指名業者を選定する。

## 附則

この要綱は、平成19年8月1日以降に起工決裁する対象工事から適用する。

## 附則

この要綱は、平成26年4月1日以降に起工決裁する対象工事から適用する。

# 別表1 (第4条関係)

工事等級	建築一般	電気工事及び 管 工 事	土木一般	とび等一般	アスファルト	造園工事
A級						400万円以上
B級					800万円未満	400万円未満
C級	2,000万円未満	500万円未満		1,000万円未満		
D級			1,000万円未満			

## 別表2 (第4条関係))

別衣 2 (第 4 宋 舆 你 )					
施工場所の区分		総合事務所の管轄区域			
鳥取県土整備事務所の所管区域で施工	1	八頭県土整備事務所			
されるもの	2	中部総合事務所			
	3	西部総合事務所(日野振興センター			
		を除く。)			
	4	西部総合事務所日野振興センター			
八頭県土整備事務所の所管区域で施工	1	鳥取県土整備事務所			
されるもの	2	中部総合事務所			
	3	西部総合事務所(日野振興センター			
		を除く。)			
	4	西部総合事務所日野振興センター			
中部総合事務所の所管区域で施工され	1	西部総合事務所(日野振興センター			
るもの		を除く。)			
	2	西部総合事務所日野振興センター			
	3	鳥取県土整備事務所			
	4	八頭県土整備事務所			
西部総合事務所(日野振興センターを	1	西部総合事務所日野振興センター			
除く。)の所管区域で施工されるもの	2	中部総合事務所			
	3	鳥取県土整備事務所			
	4	八頭県土整備事務所			
西部総合事務所日野振興センターの所	1	西部総合事務所(日野振興センター			
管区域で施工されるもの		を除く。)			
	2	中部総合事務所			
	3	鳥取県土整備事務所			
	4	八頭県土整備事務所			